

第5期 市川市地域福祉計画

2024(令和6)年度～2029(令和11)年度



基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す



行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、
それぞれが役割を認識しながら、行動する

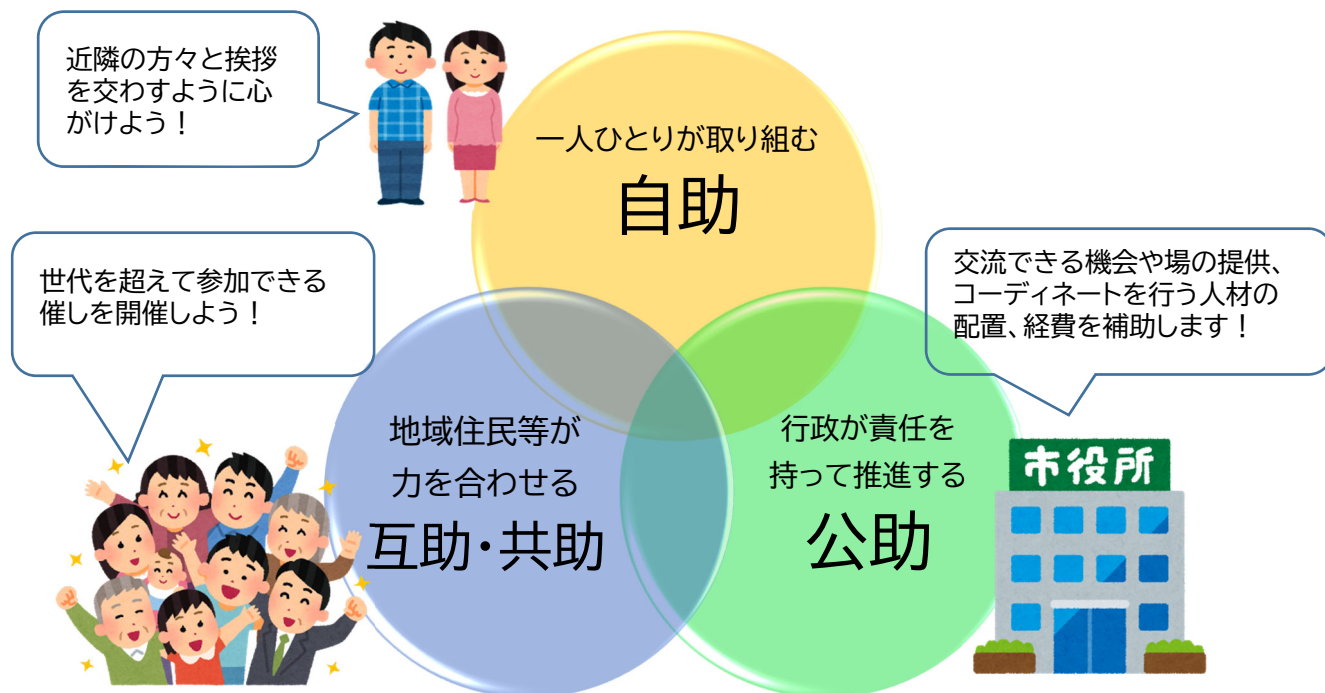
令和6年3月

地域福祉ってなに？

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲(地域)の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助、共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。

「福祉コミュニティの充実」に向けた、それぞれの役割



地域福祉計画ってどんな計画？

近年、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者や子どもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。



地域福祉計画は、このような課題について、市が地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

3つの重点施策(市川市よりそい支援事業)

市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)は社会福祉法に定められた事業で、本市が地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、(1)相談支援(断らない相談支援体制)、(2)参加支援(社会とのつながりや参加の支援)、(3)地域づくりに向けた支援)を一体的に実施する事業です。

第5期計画では、この3つの支援に係る施策の方向を重点事業と定め、特に重点的に予算や人材等を配分していくこととしています。

相談支援体制の充実(施策の方向2)



相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行い、単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図り、複雑・複合化した支援ニーズに対応します。

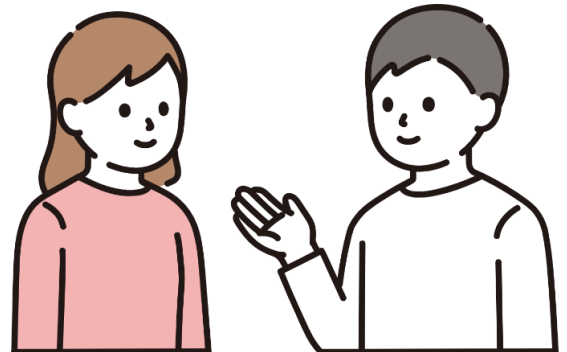
オーダーメイドの支援

課題をかかえる人と
社会とのつながり

ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進(施策の方向8)

社会参加の状況を
踏まえた相談支援

地域福祉活動に参加する人の掘り起こしやPR、地域の社会資源の開発などにより社会参加に向けた支援を実施します。



気づき・
見守り

課題に
対応した
地域づくり

居場所等を社会
資源として活用

地域の居場所づくり(施策の方向15)

多様な民間団体、地域住民等
が出会い、学び合う場

社会参加メニュー
の充実



多世代や多属性を対象としたサロン、子ども食堂、フードバンクなどの交流の場の新設を支援し、地域の特性を活かし創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

基本理念・行動指針

基本理念

だれもが住み慣れた地域で安心して、自分の望む生活を送ることのできる「地域共生社会」の実現を目指す

行動指針

個人を尊重し、多様性を認め合い、それぞれが役割を認識しながら、行動する

5つの基本目標、19の施策の方向

基本目標Ⅰ

安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関して必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組み等によって必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

現代の福祉ニーズは多様化し、複雑化・複合化した相談の内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組みを進めます。

施策の方向1	地域福祉に関する情報の提供
施策の方向2	相談支援体制の充実 【重点】
施策の方向3	地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
施策の方向4	権利擁護と見守り体制の充実
施策の方向5	福祉サービスの質の向上と虐待の防止



基本目標Ⅱ

参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会の実現に向けて、地域の中で支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、社会福祉協議会等各関係団体と協力しながら、自治(町)会など地縁を中心とした組織・団体やボランティア・NPO等市民活動への参加がしやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害軽減のために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域福祉活動に関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会での活動に参加することのできる仕組みを整備します。

施策の方向6	福祉コミュニティの充実
施策の方向7	地域における防災体制充実の推進
施策の方向8	ボランティア・NPO活動の推進と社会参加の促進 【重点】



5つの基本目標、19の施策の方向

基本目標Ⅲ

安全とおいしいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。快適な居住環境の形成に向けて様々な手だてを講ずるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

また、バリアフリーという言葉は、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁(バリア)の除去という意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしているすべての分野に対して、これを取り除くという意味で使うことも多くなっています。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組みを進めます。

施策の方向9 犯罪の防止と立ち直りの支援

施策の方向10 バリアフリーの推進

施策の方向11 居住環境の整備



基本目標Ⅳ

生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、地域住民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。

市では、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな介護予防の取組みや健康づくり事業を推進しています。

また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労に対する支援や生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、さらには「生きる」ということに対する包括的な支援を実施します。

施策の方向12 介護予防・健康づくりの支援

施策の方向13 就労と生活困窮者への支援

施策の方向14 自殺防止に対する包括的な支援

施策の方向15 地域の居場所づくり【重点】



基本目標Ⅴ

地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組みを効果的に進めることが重要です。

地域福祉を推進するために、意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

施策の方向16 地域福祉に対する意識の啓発

施策の方向17 地域活動の担い手の確保と育成

施策の方向18 地域資源の有効活用

施策の方向19 情報共有・管理の充実



◆第5期市川市地域福祉計画本編は、市公式 Web サイトで公表しています。
下記 URL または右下の二次元コードからアクセスできますのでぜひご覧ください。
(URL、二次元コード準備中)

第5期市川市地域福祉計画(概要版(素案))

発行日 令和6年3月
企画・編集 市川市福祉部地域共生課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111(代表)